

令和6年度製菓衛生師試験実施要領

1 受験資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識および技能を修得した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業（※1、※2）に従事した者（2年以上とは証明日までに満2年以上必要です。）

※1 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの、または、同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする。
※2 なお、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備および経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「整備政令」という。）附則第2条第1項による経過措置期間においては、整備政令による改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業を営むものとする。
- (3) 製菓衛生師法施行の日（昭和41年12月26日）において、現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が法施行の日において3年を越えている者または法施行の日後3年を越えるに至った者

<職歴に関する注意事項>

ア 正規職員以外（パート・アルバイト等）であっても、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に菓子製造業務に従事している場合は、職歴として認められます。

イ 菓子製造業の許可をもたない施設（飲食店営業許可のみの施設等）において、パン・ケーキなどの製造に従事しているものは、受験資格を認めません。

ウ 次の場合は、職歴（菓子製造業務に従事していたこと）とは認められません。

- (ア) 専ら菓子製造品の運搬、配達、食器洗浄等（ウェイター・ウェイトレス等を含む。）に従事している場合
- (イ) 栄養士、保育士、看護師およびホームヘルパー等の職種として採用されている場合
(通常の勤務体系で専ら菓子製造業務に従事している場合は、認められます。)
- (ウ) 料理学校等で製菓衛生実習指導等に従事している場合
- (エ) 会社や研究所等で食品開発業務の一環として従事している場合
- (オ) 食品衛生法による営業許可を受けていない施設で従事していた期間
- (カ) 外国の菓子製造業で従事している場合

(キ) 高校在学期間中に従事している場合(定時制・通信制の場合は、認められます。)

2 受験申請用書類配布

- (1) 配布期間：令和6年1月9日(火)～令和6年3月15日(金)
- (2) 配布時間：午前9時00分から午後4時00分まで
- (3) 配布場所：各保健所の製菓衛生師試験担当班・課（以下「窓口」という。）
- (4) ホームページからの入手方法：沖縄県ホームページから製菓衛生師試験実施要領のPDFファイルを開き、A4用紙に印刷し使用することができます。

ア 県外居住者および沖縄本島・宮古島・石垣島以外の離島に在住の者に対しては郵送での配布も行います。その場合は、あて先を明記し、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書きし、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号、縦33cm、横24cm）を同封して沖縄県保健医療部衛生薬務課または管轄の窓口まで請求してください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

イ 窓口での配布は、土日・祝祭日を除く。

3 提出書類

*印のついた書類は配布した受験申請書類に添付されています。

(1) 受験願書 (2部) *

「受験願書記入例」を参照してください。

(2) 履歴書 *

「履歴書記入例」を参照してください。

(3) 写真

ア 受験者の写真（縦4cm×横3cm）

イ 写真の裏面には、氏名、生年月日を記入してください。

ウ 受験願書の所定の場所に貼り付けて提出してください。

(4) 沖縄県証紙 9,400円分

受験願書の所定の場所に貼り付けて提出してください。

※ 県外居住者については、9,400円分の郵便為替を同封してください。（郵便為替は、郵便局にて購入できます。）

a 「1 受験資格」のうち「(1)製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識および技能を修得した者」に該当する場合に提出する書類

(5) 製菓衛生師養成施設の「履修証明書」または「履修見込証明書」

- ア 履修証明書または履修見込証明書は、原本を提出してください。(複写無効)
イ 「1年以上在学している」こと、および、製菓衛生師法施行規則第18条に基づく「必要な知識及び技能を修得した」ことがわかる事項の記載が必要です。
ウ 履修見込証明書を提出したものにあっては、令和6年4月5日(金)午後4時までに「履修証明書」を提出してください。(期日までに提出のないものは、当該試験を無効とします。)

b 「1 受験資格」のうち「(2) 2年以上菓子製造業に従事した者」に該当する場合に提出する書類

(6) 「卒業証明書」(原本) または「卒業証書の写し」

- ア 「卒業証明書」は、卒業した中学校、高校、高専、短大、大学、専修学校(高等課程または専門課程に限る。)のいずれかに発行を依頼してください。(複写無効)
イ 専修学校の場合は、書面中に高等課程または専門課程の卒業生である旨の記載が必要です。
ウ 郵送の場合は、「卒業証明書」(原本)が必要です。(複写無効)
エ 日本語以外の言語で記載されている場合は、翻訳会社等の証明印が押印された日本語訳が併せて必要です。(複写無効)
オ 最終学歴のものでなくても構いません。
カ 氏名(漢字)および生年月日に誤りがないものを提出してください。
キ 「卒業証書の写し」を提出する場合はA4サイズに写し(コピー)をとり、提出時に卒業証書の原本を持参し、受付窓口において原本照合を受けてください。
受付窓口ではコピーできませんので、提出前にコピーし持参してください。

(7) 菓子製造業務従事証明書

「菓子製造業務従事証明書(第6号様式)作成時の注意事項」および「菓子製造業務従事証明書記入例」を参照のうえ、営業許可証の申請者に作成を依頼してください。

※ 受験者本人は記入、修正できません。

- 「1 受験資格」のうち「(3) 製菓衛生師法施行の日（昭和41年12月26日）において、現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が法施行の日において3年を越えている者または法施行の日後3年を越えるに至った者」に該当する場合に提出する書類

(8) 菓子製造業務従事証明書

ア 「菓子製造業務従事証明書（第6号様式）作成時の注意事項」および「菓子製造業務従事証明書記入例」を参照のうえ、営業許可証の申請者に作成を依頼してください。

イ 従事期間は3年以上の従事経験が必要です。

※ 受験者本人は記入、修正できません。

<該当者のみ提出が必要な書類>

(9) 菓子製造技能検定合格証書の写し

菓子製造技能士1級または2級の合格者で、試験科目（製菓理論および実技）の免除を願い出る者は、検定合格証書の写しを提出してください。

検定合格証書の写しを提出する場合は、A4サイズにコピーをとり、提出時に検定合格証書の原本を持参し、受付窓口において原本照合を受けてください。

受付窓口ではコピーできませんので、提出前にコピーし持参してください。

(10) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等

ア 『(5) 製菓衛生師養成施設の「履修証明書」または「履修見込証明書』、『(6) 「卒業証明書」（原本）または「卒業証書の写し』または(7)および(8)の「菓子製造業務従事証明書」に記載された氏名が現在と異なる場合は、必ず提出してください。（複写無効）

イ 氏名変更の経緯が確認できるものが必要です。戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）で確認できない場合は、除籍個人事項証明書（除籍抄本）・改製原戸籍抄本等を提出してください。（複写無効）

※ 発行後6ヶ月以内のもの。

(11) 国籍等表示のある住民票（外国籍の方のみ）

ア 外国籍の方については、国籍等表示のある住民票が必要です。（複写無効）

イ 発行後6ヶ月以内のもの。

ウ 個人番号（マイナンバー）や住民票コードが記載されていないものを提出してください。

(12) 学力認定書

次の方は卒業証明書の代わりに、学力認定書が必要です。(複写無効)

- ア 学校教育法による各種学校として認可されている外国人学校（朝鮮学校やインターナショナルスクール等）の卒業者
- イ 外国における学校教育が9年未満の課程の卒業者（9年以上の課程の卒業者は、卒業証明書を提出してください。）
- ウ 学力認定書の発行には一定の期間がかかりますので、該当する方は衛生薬務課へお早めにお問い合わせください。
- エ 令和6年2月16日(金)までに学力認定の申請をしていない場合は、受験できません。

※ 提出書類の注意事項

- a 提出書類で、受験資格が確認できない場合は受験できません。また、一度受理した提出書類は返却いたしません。
- b 提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。
- c 受験票は、合格発表や試験結果の開示に必要ですので、大切に保管してください。
- d 受験票は、紛失されても再発行することができませんので、ご注意ください。

4 受験申請受付期間

- (1) 受付期間：令和6年3月11日(月)～3月15日(金)
- (2) 受付時間：午前 9時00分から11時30分まで
午後 1時00分から4時00分まで

- ア 書類は、受付期間・受付時間内に提出してください。なお、受付期間内であっても、提出書類に不備等がある場合は受付できませんので、ご注意ください。
- イ 受付期間後半および受付時間終了間際は、大変混み合うため、早めの提出をお願いします。

5 受験手数料

9, 400円分の沖縄県収入証紙

- (1) 沖縄県収入証紙は願書等の受付窓口での確認後に貼付けてください。
- (2) 沖縄県収入証紙は、県内銀行、各保健所内食品衛生協会窓口等において購入できます。
- (3) 県外居住者については、9, 400円分の郵便為替を同封してください。(郵便為替は、郵便局にて購入できます。)
- (4) 受験資格をご確認いただき、全ての提出書類を揃えたうえで受験手数料をお支払いください。

一度お支払いいただいた受験手数料の返還はいたしません。

なお、受験申請書類の詳細調査により、提出書類に不備があり、受験資格が確認できなかった方には、書類の再提出をしていただく期間を設けます。再提出がなかった方、再提出をしていただいても受験資格が確認できなかった方についても、受験手数料の返還はいたしませんのでご注意ください。

6 提出先または試験に関する問い合わせ先

受験手続き、その他の問い合わせについては、受験者の住所地または居所を管轄する窓口へお問い合わせください。

受験者の住所地	対応窓口・提出先		提出方法
那覇市	那覇市保健所 生活衛生課	〒902-0076 那覇市与儀1-3-21 電話 (098)853-7963	持参
名護市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 伊江村 伊平屋村 伊是名村	北部保健所 生活環境班	〒905-0017 名護市大中2-13-1 電話 (0980)52-2636	持参
うるま市 沖繩市 宜野湾市 金武町 嘉手納町 北谷町 恩納村 宜野座村 読谷村 北中城村 中城村	中部保健所 生活衛生班	〒904-2155 沖繩市美原1-6-28 電話 (098)938-9787	持参
豊見城市 南城市 糸満市 西原町 八重瀬町 与那原町 南風原町 浦添市 久米島町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村	南部保健所 生活衛生班	〒901-1104 南風原町字宮平212 電話 (098)889-6799	持参
宮古島市 多良間村	宮古保健所 生活環境班	〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根476 電話 (0980)72-3501	持参
石垣市 竹富町 与那国町	八重山保健所 生活環境班	〒907-0002 石垣市字真栄里438 電話 (0980)82-3243	持参

受験者の住所地	対応窓口・提出先		提出方法
沖縄県外	沖縄県 保健医療部 衛生薬務課 食品乳肉班	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 電話 (098)866-2055	郵送※

※ 県外居住者に限り、郵送による願書の受付を行います。

郵送による受付は、令和6年3月15日（金）までの消印のあるものに限ります。簡易書留にて、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きしてください。

県外居住者で郵送による願書の受付をした方で、受験票が令和6年4月15日（月）までに到着していない場合は、衛生薬務課へお問い合わせください。（転居した場合は、必ず郵便局で郵便物の転送の手続きをしてください。）

7 試験日程

令和6年4月25日（木） 午後1時30分～3時30分

- (1) 午後1時までに指定の座席へ着席してください。
- (2) 天災地変などやむを得ない事情により試験を延期する場合は、試験前日の午後1時までに決定し、沖縄県保健医療部衛生薬務課のホームページでお知らせいたしますので、必ず確認してください。
- (3) 延期となった場合は、令和6年5月以降（日程未定）に再試験を実施します。詳細については、決まり次第、衛生薬務課のホームページでお知らせします。
- (4) 車椅子の使用等、受験上の配慮を必要とする方は、受験申請時にあらかじめご連絡ください。
- (5) 菓子製造技能士1級または2級の合格者で、試験科目（製菓理論および実技）の免除を願い出た者は、午後1時30分～3時00分までとなります。

8 試験会場

受験者の住所地	試験会場
南部・中部・北部保健所管内 那覇市保健所管内 県外	奥武山公園県立武道館アリーナ （那覇市奥武山町52）
宮古保健所管内	宮古合同庁舎（2階）講堂 （宮古島市平良字西里1125）
八重山保健所管内	八重山合同庁舎（2階）大会議室 （石垣市真栄里438-1）

- (1) 各保健所の所管地域については「6 提出先または試験に関する問い合わせ先」を参照してください。
- (2) 試験当日、道路や駐車場は大変混雑することが予想されますので、モノレール、バスまたはタクシー等の公共交通機関をご利用ください。

9 試験概要

(1) 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論および実技（製菓実技は、和菓子、洋菓子、製パンのいずれか1つを選択）

※ ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出る者については、上記試験科目のうち製菓理論および実技を免除します。

この場合、試験時間は午後1時30分～3時00分までとします。

(2) 出題数・出題形式

全60問、マークシートによる四肢択一方式

※ マークシート方式なのでHBの鉛筆、消しゴムを持参すること。
(シャープペンシル不可)

10 合否判定基準

原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とします。

ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とします。

11 合格発表

令和6年5月23日（木） 午前10時

- (1) 各保健所および沖縄県保健医療部衛生薬務課に合格者の受験番号のみを掲示するとともに沖縄県保健医療部衛生薬務課ホームページに登載します。
- (2) 合格証は、受験申し込みをした窓口にて交付します。
- (3) 各保健所における合格証の交付手続にあたっては、受験票と運転免許証等の本人確認書類を持参してください。
- (4) 県外からの受験者には郵送します。
- (5) 試験の合否や合格者の受験番号についての電話等での問い合わせには応じられません。

12 再受験について

令和5年度受験票（汚れ破損がない場合のみ）を提出すれば、「3 提出書類」のうち、『(5) 製菓衛生師養成施設の「履修証明書」または「履修見込証明書」』～「(12) 学力認定書」は省略できます。

同様に、本年度の受験票で次年度（令和7年度）の提出書類の省略ができますので、受験票は大切に保管してください。

※ 前年度の受験票と氏名または本籍地の都道府県が異なる場合は、「3 提出書類」の「(10) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等」の提出が必要です。

13 その他

(1) 試験に関する注意事項

ア 試験当日は、受験票、H B鉛筆および消しゴムを持参してください。シャープペンシルは使用できません。

イ 試験会場内での喫煙は、全面禁止です。

ウ ゴミは、試験会場に捨てず各自で持ち帰ってください。

エ 受験申請書類を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料は返還しません。

(2) 試験結果の開示

受験者のうち希望する者は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条の規定に基づき、試験の結果を口頭により開示請求することができます。

電話、はがき等による開示請求はできません。

開示請求する場合は、受験票および受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証、旅券等）を持参してください。なお、開示内容等は次のとおりです。

ア 開示する内容：科目別得点および総合得点

イ 開示請求できる者：受験者本人

ウ 開示請求に必要な物：受験票および受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証、旅券等）

エ 開示請求期間：合格発表の日から1か月間（令和6年5月23日（木）から令和6年6月19日（水）まで）（ただし、土日・祝祭日を除く）

午前9時00分から午後4時00分

（ただし、正午から午後1時を除く）

オ 開示場所：沖縄県保健医療部衛生薬務課、宮古保健所生活環境班および八重山保健所生活環境班

製菓衛生師試験受験願 記入例

第5号様式 (第7条関係)

令和 6年 3月 13日
沖縄県知事 殿
氏名 沖縄 花子
生年月日 平成12年 3月 4日
電話番号 090-1234-5678

製菓衛生師試験受験願

製菓衛生師法第4条第1項の規定による試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

記

- 1 本籍地 (外国人の場合は国籍)
沖縄県
- 2 住 所
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番3号 沖縄県マンション456号
- 3 菓子製造技能士の場合は、1級又は(2級) (該当する場合はものに○)
※ 3に該当する場合は、技能検合格証書の写しを添えること。

※訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引いてください。

氏名は、住民票や戸籍に記載された文字 (旧字体の場合は旧字体のまま) を楷書で丁寧に記入してください。

「卒業証明書」または「卒業証書」の氏名 (漢字) および生年月日が、戸籍や住民票と異なる場合は、**受付できません。**

平日の9:00～17:00に受験者本人につながる番号を記入してください。

本籍は、都道府県名 (外国籍の方は国名) を記入してください。

履歴書記入例

履歴書																			
ふりがな氏名	おきなわ はなこ 神縄 花子																		
住所	〒 900-1234 神縄県那覇市泉崎1丁目2番3号 神縄マンション456号																		
連絡先 (電話番号)	090-1234-5678																		
学歴	神縄県おかし専門学校																		
職歴	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>間</th> <th>事業所の名称・所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日 から 年 月 日まで</td> <td>年 月 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 から 年 月 日まで</td> <td>年 月 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 から 年 月 日まで</td> <td>年 月 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 から 年 月 日まで</td> <td>年 月 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日 から 年 月 日まで</td> <td>年 月 間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期	間	事業所の名称・所在地	年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 間		年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 間		年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 間		年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 間		年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 間	
期	間	事業所の名称・所在地																	
年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 間																		
年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 間																		
年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 間																		
年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 間																		
年 月 日 から 年 月 日まで	年 月 間																		

【製菓衛生師試験用】

※訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引いてください。

氏名は、住民票や戸籍に記載された文字（旧字体の場合は旧字体のまま）を楷書で丁寧に記入してください。

「卒業証明書」または「卒業証書」の氏名（漢字）および生年月日が、戸籍や住民票と異なる場合は、**受付できません。**

学歴は受験資格の学歴を満たす学校を記入してください。
 「製菓衛生師養成施設において必要な技能を修得した者」に該当する者については、当該製菓衛生師養成施設名を記入すること。
 （卒業証明書等の学校と必ず一致させてください。）
 ※受験資格を満たしていることが確認できれば、必ずしも最終学歴である必要はありません。

「職歴」欄は菓子製造の業務に関するもののみを記入し、期間及び事業所の名称は「菓子製造業務従事証明書」に記入されたものと一致しているか確認してください。

【記載上の注意】
 1 「学歴」欄は、受験資格を満たす学校名を記入し、添付する卒業証明書等と一致させること。
 但し、「製菓衛生師養成施設において必要な技能を修得した者」に該当する者については当該製菓衛生師養成施設名を記入すること。
 2 「職歴」欄は、菓子製造の業務に関するもののみを記入し、期間及び事業所の名称は、「菓子業務従事証明書」に記入されたものと一致していること。
 但し、「製菓衛生師養成施設において必要な技能を修得した者」に該当する受験者は「職歴」欄は記入しなくてもよい。

第5号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

製菓衛生師試験受験願

製菓衛生師法第4条第1項の規定による試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

記

- 1 本籍地（外国人の場合は国籍）
- 2 住 所
- 3 菓子製造技能士の場合は、1級又は2級（該当する場合のものに○）
※ 3に該当する場合は、技能検合格証書の写しを添えること。

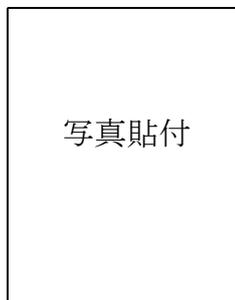
沖縄県収入証紙貼付欄（9,400円分）

（※受付時の書類審査が済むまで貼らないでください）

第5号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿



氏 名

生年月日

年 月 日

電話番号

製菓衛生師試験受験願

製菓衛生師法第4条第1項の規定による試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

記

1 本籍地（外国人の場合は国籍）

2 住 所

3 菓子製造技能士の場合は、1級又は2級（該当する場合のものに○）

※ 3に該当する場合は、技能検合格証書の写しを添えること。

履 歴 書

【製菓衛生師試験用】

ふりがな 氏 名	-----	
住 所	〒 -----	
連 絡 先 (電話番号)		
学 歴		
職 歴	期 間	事業所の名称・所在地
	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	
	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	
	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	
	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	
	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	
	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	

【記載上の注意】

- 「学歴」欄は、受験資格を満たす学校名を記入し、添付する卒業証明書等と一致させること。
但し、「製菓衛生師養成施設において必要な技能を修得した者」に該当する者については当該製菓衛生師養成施設名を記入すること。
- 「職歴」欄は、菓子製造業の業務に関するもののみを記入し、期間及び事業所の名称は、「菓子業務従事証明書」に記入されたものと一致していること。
但し、「製菓衛生師養成施設において必要な技能を修得した者」に該当する受験者は「職歴」欄は記入しなくてもよい。